

令和8年度

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(戸建住宅・集合住宅のZEH化・省CO2化促進事業)

公募要領 <ZEH診断>

令和8年4月



補助金を申請及び受給される皆様へ

一般社団法人 環境共創イニシアチブ（以下「SII」という。）が取り扱う補助金は、公的な国庫補助金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められます。当然ながら、SIIとしても厳正に補助金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しては厳正に対処いたします。

本事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）」、SIIが定める「令和8年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（戸建住宅・集合住宅のZEH化・省CO2化促進事業）」交付規程（以下「交付規程」という。）をよくご理解の上、また下記の点についても十分にご認識いただいた上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただきますようお願いいたします。

1	補助金に関係する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
2	偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、SIIとして、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。なお、事業に係る取引先（請負先、委託先以降も含む）に対して、不明瞭な点が確認された場合、補助金の受給者立ち会いのもとに必要な応じ現地調査等を実施します。その際、補助金の受給者から取引先に対して協力をお願いしていただくこととします。
3	2の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額をSIIに返還していただき、当該金額を国庫に返納します。また、SIIから新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置をとるとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。
4	補助金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。 補助事業を行うにあたっては、その執行が適切、かつ有効に行われるよう、関係法令、交付規程等を遵守するとともに、善良なる管理者の注意をもって事業を遂行していただきます。
5	SIIから補助金の交付決定を通知する前に、既に発注等を完了させた事業等については、補助金の交付対象とはなりません。
6	補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、もしくは補助事業の一部を第三者に委託し又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約（契約金額100万円未満のものを除く）にあたっては、環境省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できません（補助事業の実施体制が何重であっても同様）。
7	補助金で取得又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を、当該取得財産等の処分制限期間 ^{*1} 内に処分 ^{*2} しようとするときは、事前に処分内容等についてSIIの承認を受けなければなりません。また、その際補助金の返還が発生する場合があります。なお、SIIは、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。 ※1 処分制限期間とは、導入した機器等の法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に定める年数）の期間をいう（以下同様）。 ※2 処分とは、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し又は担保に供することをいう。
8	補助事業に係る資料（申請書類、SII発行文書、経理に係る帳簿及び全ての証拠書類）は、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む）の日の属する年度の終了後6年間いつでも閲覧に供せるよう保存してください。
9	SIIは、交付決定後、交付決定した事業者名、補助事業概要等をSIIのホームページ（以下「ZEH Web」という。）等で公表することがあります（個人・個人事業主を除く）。
10	SIIが会計検査院（国会及び裁判所に属さず、内閣からも独立した憲法上の機関として、国や法律で定められた機関の会計を検査し、会計経理が正しく行われるように監督する職責を果たしている機関）から検査を受ける際には、SIIの補助事業者等に対しても、会計検査院による実地検査等が及ぶことがあります（補助事業の終了後も含む）。

目次

1. はじめに

P. 4

1-1. 用語集

[P. 5](#)

1-2. アイコンの説明

[P. 5](#)

2. 事業概要

P. 6

2-1. 事業趣旨

[P. 7](#)

2-2. 補助事業名

[P. 8](#)

2-3. 申請区分及び事業規模

[P. 8](#)

3. 公募対象及び注意事項

P. 9

3-1. 補助対象となる申請者

[P. 10](#)

3-2. 補助対象となる住宅

[P. 11](#)

3-3. 交付要件

[P. 12](#)

3-4. 補助対象経費

[P. 14](#)

3-5. 補助額及び上限額

[P. 15](#)

3-6. 他の補助金との調整

[P. 16](#)

3-7. 本事業の支払い

[P. 16](#)

3-8. 取得財産の管理等

[P. 16](#)

3-9. 交付決定の取消し、補助金の返還、罰則等

[P. 17](#)

3-10. 注意事項

[P. 18](#)

3-11. 個人情報の取得と利用について

[P. 19](#)

4. 事業スケジュール及び実施内容

P. 21

4-1. 事業スケジュール

[P. 22](#)

4-2. 事業フロー

[P. 23](#)

4-3. 公募～交付決定

[P. 24](#)

4-4. 補助事業の開始～補助金支払い

[P. 25](#)

4-5. 診断フォローアップ調査

[P. 26](#)

5. 交付申請と提出書類

P. 27

5-1. 交付申請の流れ

[P. 28](#)

5-2. 提出書類

[P. 29](#)

1. はじめに

1-1. 用語集

1-2. アイコンの説明

1. はじめに

1-1. 用語集

本公募要領における用語について、「説明」に記載の内容とする。

用語	説明
申請者／補助事業者	本補助金の申請をする者。 交付決定前は申請者、交付決定後は補助事業者となる。
連絡窓口	手続きに関する連絡の窓口となる者。
BELS	建築物省エネルギー性能表示制度(第三者評価を受けているものに限る)。
エネルギー消費性能計算プログラム (WEBプログラム)	国立研究開発法人建築研究所が公表している建築物のエネルギー消費性能を計算するプログラムデータ。 地域や住宅・非住宅の建物用途、床面積、日射地域区分などの基本情報に外皮や暖房などの情報を組み合わせて設計一次エネルギー消費量、基準一次エネルギー消費量を計算することができる。
U_A 値	<ul style="list-style-type: none"> 外皮平均熱貫流率(住宅の断熱性能を表す数値)。 建物外周部の熱損失の合計を外皮等面積の合計で除した値。 U_A値が大きいほど断熱性が低く、U_A値が小さいほど断熱性能が高くなる。
η AC値	<ul style="list-style-type: none"> 冷房期の平均日射熱取得率。 単位日射強度あたりの日射により建物内部で取得する熱量を冷房期間で平均し、外皮等面積の合計で除した値。 ηAC値が小さいほど住宅内に日射が入りにくく、遮熱性が高い。

1-2. アイコンの説明

本公募要領では、以下のアイコンを用いて記載内容を書き分けているため、申請内容にあわせて確認すること。

個人

・・・個人申請について記載

法人

・・・法人申請について記載

2. 事業概要

2-1. 事業趣旨

2-2. 補助事業名

2-3. 申請区分及び事業規模

2. 事業概要

2-1. 事業趣旨

2020年10月に、我が国は2050年カーボンニュートラルの実現を目指すことを宣言し、2021年には2030年度における温室効果ガス排出量を2013年度比46%削減する目標を掲げた。**これらの目標の達成に向けた対策は、地球温暖化対策計画に基づき総合的かつ計画的に**推進されている。

住宅・建築物分野は、我が国の最終エネルギー消費の約3割を占める民生部門の中でも大きな割合を占めており、カーボンニュートラルの実現及び温室効果ガス排出削減目標の達成のためには、住宅分野における省エネルギー対策の強化が不可欠である。2025年4月には、原則として全ての新築住宅及び非住宅建築物に対して省エネ基準適合が義務化されるなど、規制面において住宅・建築物の省エネルギー性能の引上げが進められている。一方で、**既存住宅ストックの多くは現行の省エネ基準を満たしておらず、住宅ストック全体の省エネルギー性能の底上げが喫緊の課題**となっている。

また、既存住宅の断熱性能不足は、エネルギーロスの増大のみならず、冬季のヒートショック等の健康被害や居住快適性の低下の要因ともなる。このため、2050年カーボンニュートラルの実現に向けては、新築住宅の省エネルギー性能の向上に加え、既存住宅の省エネルギー改修を推進し、住宅ストック全体の省エネルギー性能の向上を図ることが必要不可欠である。

既存住宅のZEH化改修促進支援事業のうちZEH診断事業は、**既存住宅における省エネルギー性能を客観的かつ定量的に把握するための省エネルギー診断（以下「省エネ診断」という。）に対して支援を行うもの**である。住宅所有者が自らの住宅の現況性能を正確に理解し、可視化されたデータに基づく気づきを得ることで、潜在的な改修ニーズを掘り起こし、ZEHリノベ事業等の具体的な性能向上改修へとつなげるにより、既存住宅ストック全体の省エネルギー性能の向上を図り、もって家庭部門におけるエネルギー消費量及びCO₂排出量の削減に寄与することを目的とする。

- ◆ 「地球温暖化対策計画」については、環境省のホームページを確認すること。
<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/250218.html>
- ◆ 「エネルギー基本計画」については、経済産業省資源エネルギー庁のホームページを確認すること。
https://www.enecho.meti.go.jp/category/others/basic_plan/
- ◆ 「ZEHの普及促進に向けた今後の検討の方向性について」については、経済産業省資源エネルギー庁のホームページを確認すること。
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/general/housing/index03.html

2. 事業概要

2-2. 補助事業名

令和8年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（戸建住宅・集合住宅のZEH化・省CO2化促進事業）のうち

既存住宅のZEH化改修促進支援事業

略称：令和8年度 ZEH診断事業（以下「本事業」という。）

	本事業	省エネ診断※	改修プラン策定	改修実施
補助事業名		ZEH診断事業	対象外	ZEHリノベ事業
対象住宅		既存の戸建住宅又は集合住宅の住戸	—	既存の戸建住宅又は集合住宅の住戸 （原則2016年3月31日以前に建築された住宅又は 現況がZEH基準未達成の住宅）
対象事業		住宅のエネルギー性能を定量的に把握する省エネ診断	—	<ul style="list-style-type: none"> 必須工事＝断熱改修 任意工事＝高効率設備
補助方式		定率補助(補助対象経費の1/3)	—	定額積上げ方式
補助上限		<ul style="list-style-type: none"> BELS取得あり:25万円/戸 BELS取得なし:20万円/戸 	—	250万円/戸

※ 本事業への申請にあたり、ZEHリノベ事業を利用せず、直接本事業へ申請することが可能。

2-3. 申請区分及び事業規模

本事業の申請区分及び事業規模は、下表のとおり。

なお、本事業は、予算の範囲内で交付決定を行う。申請額の合計が予算額に達した場合、公募期間中であっても申請受付を終了する。

申請区分	予算額	想定採択件数
個人を対象 個人	約0.5億円	約400件
法人を対象 法人		

3. 公募対象及び注意事項

- 3-1. 補助対象となる申請者
- 3-2. 補助対象となる住宅
- 3-3. 交付要件
- 3-4. 補助対象経費
- 3-5. 補助額及び上限額
- 3-6. 他の補助金との調整
- 3-7. 本事業の支払い
- 3-8. 取得財産の管理等
- 3-9. 交付決定の取消し、補助金の返還、罰則等
- 3-10. 注意事項
- 3-11. 個人情報の取得と利用について

3. 公募対象及び注意事項

3-1. 補助対象となる申請者

個人

法人

以下①～⑤の要件を満たす個人又は法人を対象とする。

- ① 日本国内に住民票を有する個人又は日本国内に登録されている法人（個人事業主を含む）であること。※¹
- ② 補助対象住宅の所有者であること。※²
- ③ 補助対象住宅に係る省エネ診断の発注者であること。
- ④ 暴力団排除に関する誓約事項を遵守し、本事業の交付規程及び関係法令を遵守できる者であること。
- ⑤ 政府が推進する「デコ活」の趣旨に賛同し、「デコ活宣言」又は「デコ活応援団への参画」のいずれか、又はその両方を行っていること。

※¹ 補助対象住宅の専有部分又は個別住戸の所有者に該当しない者は、補助対象外とする。

※² 補助対象住宅を所有しない第三者、並びに現時点で当該住宅の所有権を有しない購入検討者その他の未所有者は、補助対象外とする。

3. 公募対象及び注意事項

3-2. 補助対象となる住宅

個人

法人

以下の要件を満たす既存住宅（戸建住宅及び集合住宅の住戸）を対象とする。なお、集合住宅の場合は「専有部分」の省エネ診断に限る。

- ① 建築基準法に基づく検査済証に記載された「交付年月日」、又は当該情報の記録を含む台帳記載事項証明書に記載された「検査済証交付年月日」から起算して1年以上が経過した住宅、又は建築後、現在もしくは過去に人が使用・居住した実績がある住宅であること。
- ②
 - ・ 不動産登記法に基づく所有権保存登記又は所有権移転登記が完了している住宅であること。
 - ・ 未登記物件その他権利関係が公的書類により確認できない住宅は、補助対象外とする。
 - ・ 法人が従業員等の福利厚生施設として所有・運用している実態がある建築物は、補助対象外とする。
- ③
 - ・ 専ら居住の用に供する専用住宅、又は住宅部分の床面積が延べ床面積の2分の1以上を占める店舗併用住宅等であること。
 - ・ 当該住宅は、住宅部分の外皮性能(U_A 値及び η AC値)並びに一次エネルギー消費量を、現地調査及び図書に基づき独立して算定できる構造及び設備条件を有していること。*
 - ・ 住戸単位で省エネルギー性能を独立して算定できない住宅(住戸ごとに外皮が区分されていない建築物、エネルギー消費量を住戸単位で按分することができない建築物等)は、補助対象外とする。
- ④ 本事業の申請は、住宅1戸ごとに行うものとし、複数の住戸又は複数の物件をまとめて申請する一括申請は認めない。

* 住戸部分の省エネルギー性能を独立して算定できることとは、外皮性能及び一次エネルギー消費量を、当該住戸の図書、仕様及び設備に基づき、他の住戸又は住宅用途以外と切り分けて算定できる状態をいう。

3. 公募対象及び注意事項

3-3. 交付要件

個人

法人

本事業の交付を受けるためには、以下の診断行為を実施し、その成果物を提出すること。

- ①
 - ・ 本事業に係る補助対象業務は、交付決定通知書に記載された交付決定日以降に契約締結し、かつ当該日以降に初回の現地調査、図面作成、性能算定その他の補助対象業務に着手したものに限る。
 - ・ 交付決定前着手の有無は、契約書又は注文書・注文請書により確認し、完了実績報告時に提出すること。
 - ・ 交付決定日前に補助対象業務の全部又は一部に着手していたことが判明した場合は、補助対象外とする。
- ②

国が定める評価方法に基づき、外皮平均熱貫流率(U_A 値)、冷房期の平均日射熱取得率(ηAC 値)、及び一次エネルギー消費量(基準値・設計値)を定量的に算出すること。算出にあたっては、国立研究開発法人建築研究所が公開している「エネルギー消費性能計算プログラム(WEBプログラム)」、又はこれに準拠し、一般社団法人住宅性能評価・表示協会等の評価を受けた計算ツールを使用すること。*
- ③
 - ・ 図面のみを用いた遠隔(机上)計算は認めず、必ず現地調査を実施すること。
 - ・ 現地調査においては、以下の事項について実測又は目視確認を行い、客観的な記録として保存すること。
 - A) 建物の規模、形状、方位、及び主要寸法
 - B) 断熱材の有無・種類・厚み、及び窓等開口部の仕様・寸法
 - C) 暖冷房、換気、給湯、照明設備の種類及び能力等
 - D) 省エネ性能の算定に必要な劣化状況、及び過去の改修履歴の有無

※ エネルギー計算は、建築物省エネ法に基づく「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）（以下「建築物 エネルギー消費性能基準」という。）」に準拠するものとする。また、エネルギー計算は空調（暖房・冷房）、給湯、換気、照明に係る各設備に関する一次エネルギー消費量に限定し、「その他一次エネルギー消費量」は除く。

3. 公募対象及び注意事項

④

診断の完了後、以下の要素を含む「診断結果報告書」を作成し、完了実績報告時に提出すること。

- A) 外皮平均熱貫流率(U_A 値)
- B) 冷房期の平均日射熱取得率(η_{AC} 値)
- C) 一次エネルギー消費量(基準値・設計値)
- D) 現地調査結果の整理(現況仕様の一覧等)
- E) 省エネ計算に使用した計算条件及び前提の明示
- F) 現地調査を適正に実施した証左としての「不可視部分(点検口内部等)の断熱材確認写真」及び「既存設備の製品銘板の接写写真」
- G) その他、SIIが必要とするもの

⑤

築年数の経過等により既存図面が存在しない住宅の場合、現地実測による図面作成を必須とする。その際、間取り図ではなく、外皮計算の技術的根拠となる配置図、求積表、平面図、立面図、断熱仕様の構造を示す矩計図を作成し、完了実績報告時に提出すること。

3. 公募対象及び注意事項

3-4. 補助対象経費

個人

法人

本事業の補助対象経費は、省エネルギー診断の実施に必要な不可欠な以下の費用とする。

なお、本事業は「既存住宅の省エネルギー性能を定量的に把握するための診断業務」を支援するものであり、**工事を伴う事業ではない**。したがって、断熱材、窓、ドア、個別エアコン、給湯機等の建材・設備本体の購入費用、導入費用、及び工事施工費用は、本事業の補助対象外である。

これら建材・設備の導入に係る補助を希望する場合は、本診断完了後に別途「Z E Hリノベ事業」へ申請を行うこと。

経費区分		内容
補助対象経費	設計費	<ul style="list-style-type: none"> 現地調査結果に基づき、外皮平均熱貫流率(U_A値)や冷房期の平均日射熱取得率(η_{AC}値)、及び一次エネルギー消費量を算出する業務に要する人件費 既存図面が不在又は不正確な住宅において、性能算定の技術的根拠となる案内図、配置図、求積表、平面図、立面図、断面図、仕様書、建具表の他、断熱仕様の積層構成を示す矩計図を現地実測に基づき作成・復元する費用 算定結果、現況仕様の一覧、及び将来的な改修の方向性(ロードマップ)をまとめた成果物を作成する業務に要する費用 BELSの評価審査手数料及び評価書の発行に要する費用
	業務費	<ul style="list-style-type: none"> 専門技術者が当該住宅に赴き、建物の規模、形状、方位、及び外皮・設備仕様を確認・実測するために直接要する人件費及び旅費 本事業の完了実績報告において不可欠な、施工部位(断熱材等)や既存設備銘板の確認写真を撮影し、整理・保管するために要する費用 <p>(注)資産性能(ハード)と運用(ソフト)の診断を伴うパッケージサービスは、以下を満たす場合のみ、診断費用を補助対象とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 公式サイトやパンフレット等で不特定多数に価格明示された「標準的な定型サービス」であることを客観的資料(URL等)で証明すること。 見積書等において、補助対象となる診断費用が明確に区分(按分)※されていること。 <p>※費用が区分されず「一式」で計上されている場合は、全額補助対象外とする。</p>
補助対象外経費		<ul style="list-style-type: none"> 居住者のライフスタイル、電気・ガス料金の分析、又は節電行動のアドバイス等の「ソフト支援」のみを目的とした費用 診断結果を踏まえた具体的なリフォーム工事のための実施設計図面の作成、及び工事見積書の作成に係る費用 断熱工事や設備更新等の実際の施工にかかる材料費及び工賃 破壊検査費用、断熱材確認のために壁や床を解体・破壊する調査、及びその復旧に要する費用 本事業の事務手続きそのものに対する対価 顧客獲得のための広告宣伝費、営業活動に伴う諸経費 一般管理費及び間接費、診断事業者の固定費や共通経費の按分など、直接診断行為に紐づかない経費

3. 公募対象及び注意事項

3-5. 補助額及び上限額

個人

法人

補助金の額、並びに1戸あたりの補助上限額及び補助下限額は、次のとおりとする。

補助率

①

- 補助対象経費の3分の1以内

(注)算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

補助上限額

②

- BELSを取得する場合:25万円/戸
- BELSを取得しない場合:20万円/戸

(注)戸建住宅及び集合住宅(住戸単位)を問わず同一の上限額を適用し、複数の補助対象となる診断行為を組み合わせる場合であっても、交付額の合計が上記上限額を超えない範囲で補助金を交付する。

補助下限額

③

- 5万円/戸

(注)算定された補助予定額が5万円に満たない申請については、本事業の補助対象外とする。

3. 公募対象及び注意事項

3-6. 他の補助金との調整

個人

法人

補助対象経費には、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む）と重複する対象費用を含めないこと。国からの他の補助金を重複受給した場合は、不正行為とみなし、当該補助金に係る交付決定の取消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取消し対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を返還することになる。

- 他の補助金との併用については、補助対象に重複部分がなく、本事業の省エネルギー性能診断費用と別である場合は併用可とする。
- 地方公共団体（地方自治体）の自主財源による補助金は併用可とする。
- 地方公共団体（地方自治体）の補助金の一部に国費が充当されているか否かについては、当該地方公共団体（地方自治体）に確認すること。

3-7. 本事業の支払い

個人

法人

本事業に係る一連の診断業務の支払いは、原則現金払い（金融機関による振込）とすること。

手形払い等、不渡り、減額等が発生する可能性のある支払い方法は不可とする。

3-8. 取得財産の管理等

個人

法人

補助事業者は、補助を受けて取得し又は効用の増加した財産（取得財産等）については、補助事業の完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理し（善管注意義務）、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 補助事業者は、補助対象建材又は設備の財産取得日（引渡受領日）から、当該建材又は設備ごとに定める処分制限期間内において、取得財産等を処分（転用、譲渡、交換、貸付け、担保に供する処分、取壊し又は廃棄をいう。）しようとするときは、あらかじめ「財産処分承認申請書」をS11に提出し、その承認を受けなければならない。補助事業者がS11の承認を受けることなく取得財産等の処分を行った場合、S11は交付決定の全部又は一部を取消し、補助金の返還を求めることがある。この場合、返還を求める補助金には加算金（年10.95%の利率）が付されることがある。
- S11は、補助事業者が取得財産等の処分により収入を得た場合又は収入を得る可能性があるとして認められる場合には、その収入の全部又は一部をS11に納付させることができるものとする。

3. 公募対象及び注意事項

3-9. 交付決定の取消し、補助金の返還、罰則等

個人

法人

補助事業者が関係法令、本公募要領又は交付規程に違反する行為を行ったとSIIが判断した場合、補助金が支払われない場合があるほか、交付決定の取消し、補助金の返還その他の措置が講じられることがあるため、十分に留意すること。特に、次のいずれかに該当すると認められた場合には、補助金適正化法等の規定に基づき、交付決定の取消し（同法第17条）、補助金の返還（同法第18条）及び加算金の納付（同法第19条第1項）を命じるほか、同法第29条から第32条までに準拠した刑事罰等の罰則が適用されることがある。

- ① 偽りその他不正な手段により交付決定又は補助金の交付を受けた場合
- ② 補助金を本事業以外の用途に使用した場合
- ③ 交付決定日より前に契約又は着手していたことが判明した場合
- ④ 交付要件を満たさないことが判明した場合
- ⑤ 関係法令、本公募要領又は交付規程に違反した場合

さらに、上記の不正・違反等が明らかになった場合、SIIは必要に応じて、次の措置を講じることがある。

- ⑥ SIIが執行する補助事業において、一定期間、補助金等の全部又は一部の交付を行わない措置
- ⑦ SIIの所管する契約における指名等の対象外とする措置
- ⑧ 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表

なお、不正が認められた場合には、関係機関への通報又は刑事告発等の措置が講じられることがある。

3. 公募対象及び注意事項

3-10. 注意事項

個人

法人

事業の遂行について

①

- 交付決定後に事業内容の変更を希望する場合は、原則、当該交付決定の中止(廃止)の手続きを行った上で、改めて再申請を行うこと。同一年度内であっても再申請を妨げない。ただし、再申請を行った時点で本事業の予算が上限に達していた場合、交付申請は受理されない。
- 補助事業者は、事業を最後まで遂行することを前提として申請すること。なお、事業の辞退又は取り下げが多数発生する事業者については、次年度以降の申請を受理しない場合がある。
- 環境省からの補助金等停止措置又は指名停止措置が講じられていない者の申請による事業であること。また、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合(契約金額100万円未満のものを除く)にあたっては、環境省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を相手方とすることはできないので注意すること。

URL : https://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/post_26.html

法令遵守及び責任範囲について

②

- 本事業において省エネ診断を実施する診断事業者(建築士事務所等)は、建築基準法、建築士法その他関係法令を遵守すること。
- 補助事業者と診断事業者その他の関係者間で生じた契約上又は診断結果の内容に係る紛争について、SIIは一切関与しない。

施工及び技術上の留意事項

③

- **所有者とのトラブル回避のため、壁、床、天井等を解体・損傷させる破壊検査は補助対象外**とし、点検口等からの目視、計測機器等を用いた非破壊調査に限定する。
- 診断結果の根拠となる外皮性能及び設計一次エネルギー消費量の算出にあたっては、現地での製品銘板(給湯器、エアコン等)や点検口内部の撮影を確実に行之、第三者が算定過程を追跡できる資料を整備すること。

書類の保存及び情報の取扱いについて

④

- SIIに提出する申請書類及び関係書類は、必ず全て保存すること。提出書類は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後6年間、SII又は関係機関から求めがあった場合に閲覧に供することができるよう保存しなければならない。
- SIIに提出された申請及び報告に関する情報は、必要に応じて事前の告知なく国又はSIIにより公表される場合がある。

3. 公募対象及び注意事項

3-1 1. 個人情報の取得と利用について

個人

法人

以下に示す個人情報の取得と利用について、同意の上申請すること。

個人情報の取得について

①

- SIIは執行する令和8年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(戸建住宅・集合住宅のZEH化・省CO2化促進事業)(以下「本事業」という。)の実施のため、以下「②」に記載する情報を本事業の実施期間にわたり取得する。
- これらの取得した情報を、「⑤」に記載する範囲・目的で提供することに、申請者は同意するものとする。SIIの個人情報保護方針は以下を確認すること。
URL : <https://zehweb.jp/privacy/>

取得する情報

②

SIIは、本事業の実施期間にわたり、以下の情報を取得する。

なお、SIIに提供する以下の情報に、申請者等が自ら取得した個人情報が含まれる場合、SIIへの提供及びSIIから国等への提供に対して適切な同意を取得するものとする。

- (ア) 氏名、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス(以上、連絡窓口含む)、世帯人数、口座情報等の補助事業者情報
- (イ) 建設所在地、地域区分、建築区分、年間日射地域区分、工法種別、延床面積等の建築地情報
- (ウ) ZEH種別、外皮平均熱貫流率、冷房期平均日射熱取得率、導入設備種別等の性能情報
- (エ) 一次エネルギー消費量(基準値、設計値、実績値)、発電量、売電量、買電量等のエネルギー使用情報及び金額
- (オ) その他、本事業に必要な情報

利用目的

③

SIIは「②」で取得した情報を以下の目的で利用する。

- (ア) 公募の審査、管理、連絡
- (イ) 公募以降の本事業の審査、管理、事業進捗状況の把握
- (ウ) SIIの各種情報案内、アンケート・調査の実施
- (エ) 国及び「⑤」に示す提供先への報告、省エネ・省CO2を目的とした調査・研究
- (オ) その他、上記目的に付随する業務を行うため

第三者への提供について

④

- SIIは「②」で取得した情報を、以下の場合及び「⑤」へ記載する提供先を除き、第三者への提供を行わない。
- 提供が必要となる場合は、事前に提供先、提供目的及び提供する項目等を明示し、本人の同意を得たものに限る。
 - (ア) 法令により提供を求められた場合
 - (イ) 人の生命・身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
 - (ウ) 国の機関又は地方公共団体又はその委託先を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

3. 公募対象及び注意事項

本事業における提供先及び利用目的、提供情報について

本事業では、以下の表に示す提供先、利用目的で取得情報を匿名加工は行わずに提供する。各提供先に本事業で取得した情報を提供する場合は、提供元と提供先で利用目的等を明示した適切な契約締結を行うか、利用規約等の明示を行う。

提供元	提供先	利用目的	提供情報	備考
SII	国	本事業の申請状況・効果分析、外皮性能・省エネ・省CO2効果の分析、製品・サービス等の研究開発、その他省エネ・省CO2に資する調査・研究	②(ア)(イ)(ウ)(エ)(オ)	—
SII	学校法人、行政機関、研究開発を業とする法人、研究者	住宅における脱炭素化を支援し、もって2050年までのカーボンニュートラル達成に向けて脱炭素社会の構築の推進に対する学術・研究・調査・商品/サービス開発	②(ア)のうち、市区町村までの住所、(イ)(ウ)(エ)(オ)	—
SII	一般	本事業の申請状況・効果分析、外皮性能・省エネ・省CO2効果の分析、製品・サービスの研究開発、その他省エネ・省CO2に資する調査・研究	②(ア)のうち、市区町村までの住所、世帯人数、(イ)(ウ)(エ)(オ)	直接的な個人情報の掲載は行いません。

匿名加工情報の提供について

- 本事業では、SIIから直接又はZEH Web等を通じて外部の研究機関等に対し、住宅における脱炭素化を支援し、もって2050年までのカーボンニュートラル達成に向けた脱炭素社会の構築を推進することを目的として、「②」に記載する情報を、個人が特定できないよう匿名加工を行った上で提供する場合がある。
- 提供にあたっては、利用目的を確認し、個人を特定する行為を行わないことについて同意を取得するものとする。
- SIIの匿名加工情報に関する方針については、以下を確認すること。
URL : https://sii.or.jp/anonymous_processing/index.html

個人情報提供の任意性

個人情報の提出がなされない場合は、利用目的を遂行できないことがある。

外部委託

- 「②」で取得した情報については、個人情報に関する機密保持契約を締結している業務委託会社に対し、利用目的の達成に必要な範囲で委託する場合がある。
- 委託先に対しては、当該情報の適切な取扱い及び保護を行うものとする。

開示請求等について

SIIIにて、保有している個人データ、個人情報の利用目的の通知、個人情報の開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止等に誠実に対応する。手続きは下記の相談窓口まで連絡すること。請求内容を確認の上、対応する。

<相談窓口> 一般社団法人環境共創イニシアチブ 個人情報取扱管理担当 p-support@sii.or.jp

4. 事業スケジュール及び実施内容

- 4-1. 事業スケジュール
- 4-2. 事業フロー
- 4-3. 公募～交付決定
- 4-4. 補助事業の開始～補助金支払い
- 4-5. 診断フォローアップ調査

4. 事業のスケジュール及び実施内容

4-1. 事業スケジュール

個人

法人

本事業のスケジュールは、以下のとおりとする。

なお、本事業の交付申請は、SIIが提供する「ZEHポータル」を利用した電子申請で行うこと。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
① ZEHポータルのアカウント発行受付期間 2026年4月20日(月)～2027年1月4日(月)17時	アカウント発行期間											
② 公募期間 2026年6月1日(月)10時～11月11日(水)17時			公募期間									
③ 交付決定 申請が受理された日から3週間を目途に行う。なお、本事業における最終交付決定日は2026年12月2日(水)とする。 ただし、申請が集中した場合や、申請内容に関してSIIからの照会への回答に時間を要した場合等には、交付決定までに要する期間が延長されることがある。			交付決定(随時採択)									
④ 事業完了日 本事業における事業完了日とは、補助対象となる診断結果報告書等の納品を受け入れ、当該業務に係る支払いが完了した日をいう。 なお、最終事業完了日は2026年12月18日(金)とする。			診断期間									
⑤ 完了実績報告 事業完了日から15日以内、又は、2026年12月25日(金)17時のいずれか早い日までに提出すること。						報告期間※				補助金支払い完了★		

※ 完了実績報告は、2026年8月27日(木)よりZEHポータルにて提出可能となる予定である。完了実績報告の入力フォームが公開されていないため15日以内に完了実績報告を提出できない場合は、入力フォームが公開され次第、速やかに提出すること。

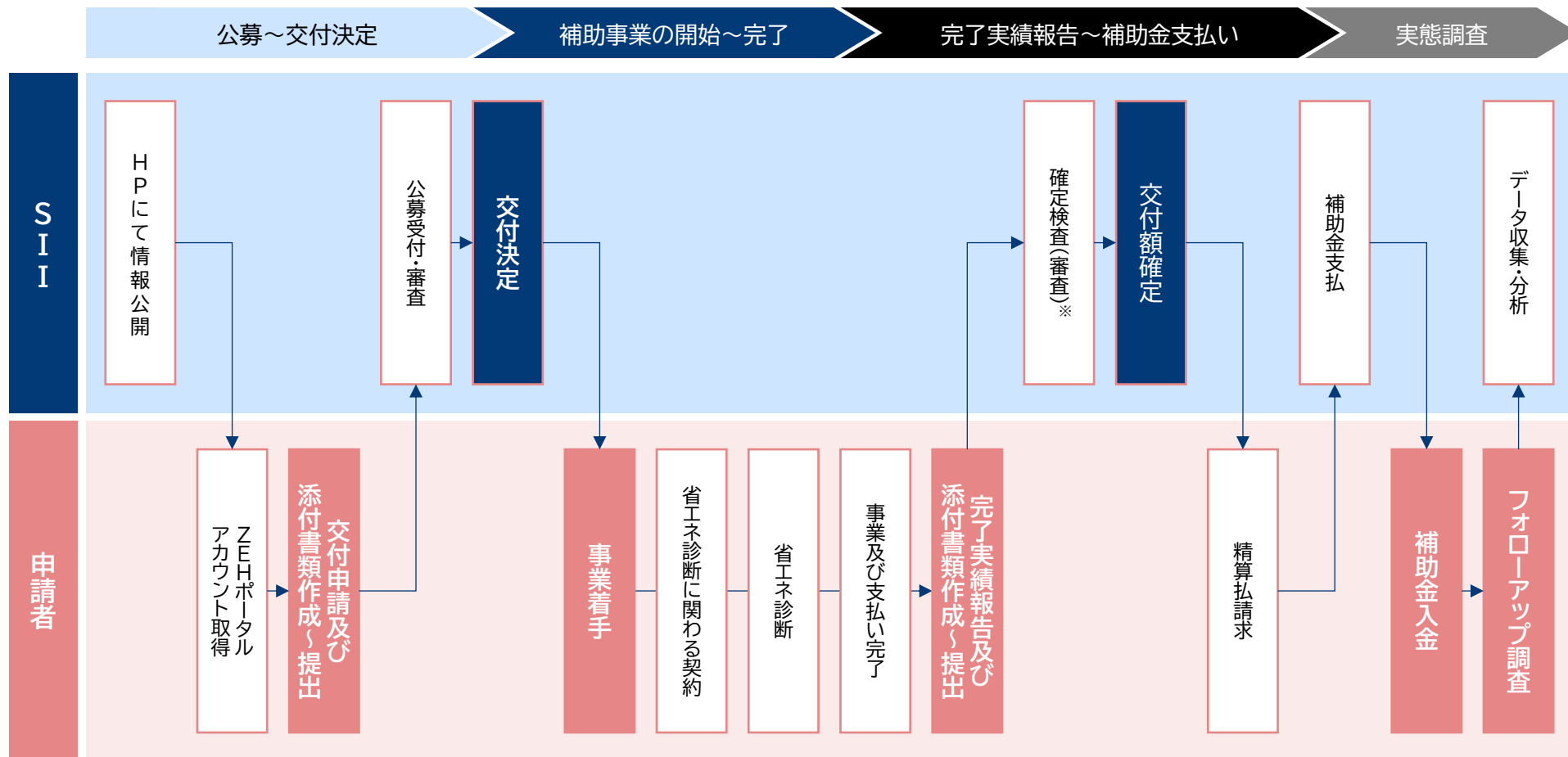
4. 事業のスケジュール及び実施内容

4-2. 事業フロー

個人

法人

本事業に係る診断業務は、交付決定通知に記載する**交付決定日以降に契約・発注・着手**すること。



※ 必要に応じて、現地検査を行う。

4. 事業のスケジュール及び実施内容

4-3. 公募～交付決定

個人

法人

公募
～
交付決定

事業の公募

SIIは、公募期間を定め、先着順に受け付けます。

①

- A) 申請の受付は、公募期間内の平日(祝日を除く月曜日から金曜日まで)に限り行い、毎日17時に受付を締め切るものとし、締切時刻以降に提出された申請は翌営業日の申請として受け付けるものとする。
- B) 公募期間中に申請金額の合計が予算額に達した場合は、当該日の17時締切時点までに到着した不備又は不足のない申請を対象として抽選を行い、受付対象を決定するものとする。抽選結果については、申請受理日から1週間以内に申請者に通知するものとする。
- C) 申請金額の合計が予算額に達した日の17時以降は、ZEHポータルによる申請の受付は行わないものとする。
- D) SIIは、申請状況に応じて、受付可能な補助金の残額をZEH Webにおいて公表することがあるため、申請にあたっての目安とすること。
- E) 申請内容に不備又は不足がある場合は、原則として当該申請は受理しないものとする。

交付申請

②

- 申請者は、提出に必要な資料(P29～P31「提出資料」)を確認の上、ZEHポータルより申請手続きを行うこと。
- ZEHポータルへのアクセス集中により、システムの動作が遅くなる可能性がある。その場合であっても受付時点における到着申請として取り扱うため、時間に十分余裕をもって申請を行うこと。
- 申請後の申請者の変更は、原則として認めない。なお、事業実施計画に変更の可能性が生じた場合は、あらかじめSIIに報告し、その指示に従うものとする。

連絡窓口

③

- 連絡窓口は、申請内容等に関するSIIからの問い合わせや訂正依頼に担当者が確実に対応できるよう、平日の日中に必ず連絡が取れること。
- 問い合わせは連絡窓口へ行うため、申請者の不利益にならないように対応すること。交付決定通知書等の正式な通知書面は、必ずダウンロードすること。

審査

④

学識経験者を含む関係分野の専門家で構成された審査委員会で定めた審査基準に基づき、応募のあった申請書を審査する。

採択・交付決定

⑤

- SIIは、審査の結果、交付要件を満たしていることを確認した申請について、予算の範囲内で補助事業として採択し、交付決定を行うものとする。
- 交付決定は、申請内容が適正であると認めた旨を通知するものであり、補助金の交付額を確定するものではない。補助金の交付額は、事業完了後に提出される完了実績報告の内容を審査した上で確定するものとする。なお、交付決定後であっても、申請内容どおりに事業が実施されない場合、交付要件を満たさないことが判明した場合又は適正な事業の実施が認められない場合には、交付決定を取り消すことがある。
- 審査結果については、採択・不採択にかかわらず、申請者及び連絡窓口に対して電子メールにより通知する。採択された申請については、ZEHポータル上で交付決定通知書を通知するものとする。
- 補助事業者は、交付決定通知後に当該事業者にものみ展開される「事務取扱説明書」を事業着手前に参照し、関係書類の作成及び事業の実施を適切に行うこと。

(注1) 交付決定後の申請内容の変更、自己都合による申請の取下げは原則認めない。

(注2) 交付の決定について、個別の問い合わせには応じられない。

4. 事業のスケジュール及び実施内容

4-4. 補助事業の開始～補助金支払

個人

法人

補助事業の開始～完了

事業開始(契約、発注、着手)

- ① 事業の開始について
 - A) 本事業に係る診断業務は、交付決定通知に記載する交付決定日以降に契約・発注・着手すること。
 - B) 交付決定日より前に着手をしていないことを証明するため、契約書又は発注書兼受注書、診断結果報告書、図面データ、計算データの作成日時が確認できる資料を完了実績報告時に提出すること。
 - C) 完了実績報告の提出書類作成にあたっては、ZEHポータルより「事務取扱説明書」をダウンロードして内容を熟読し、当該手順に沿って作成すること。
- 事業の計画変更について
 - D) 申請内容の変更は原則認めない。やむを得ず交付申請時の計画を変更する可能性が生じた場合、必ず事前にその内容をSIIへ報告し、指示に従うこと。

事業完了(業務・支払い完了)

- ② 本事業における事業完了日とは、補助対象となる診断結果報告書等の納品を受け入れ、当該業務に係る支払いが完了した日をいう。
- 本事業に係る一連の省エネ診断業務の支払いは、原則現金払い(金融機関による振込)とすること。手形払い等、不渡り、減額等が発生する可能性のある支払い方法は不可とする。
- 補助対象外の業務であっても同じ契約内のもの、別契約であっても業務範囲が重複しているものは一連の業務として全ての業務が完了するまで事業完了としないので注意すること。

完了実績報告

- ③ 補助事業者は、事業完了日から15日以内、又は、2026年12月25日17時のいずれか早い日までに完了実績報告をZEHポータルより提出すること。
- SIIは、完了実績報告の提出を受け、申請内容に係る業務等の審査を行い、内容が適正であると認められた時、補助金の交付を確定し、補助事業者及び連絡窓口はその旨を通知する。
- 提出期日に遅れた場合は、本事業への申請を取下げたものとみなす。

確定検査(審査)

- ④ 確定検査は、補助事業がその目的に適して公正に実施されているかを確認し、補助金の額を確定するために行う検査である。
- 確定検査に合格しない場合は補助金の交付ができないだけでなく、交付決定の取消しの対象となる場合があり、さらに不正行為等が認められた場合は処罰の対象となるため、事業の遂行にあたっては細心の注意を払う必要がある。
- SIIは必要に応じて現地調査を行うため、その際は協力しなければならない。

精算払請求

⑤ 補助事業者は精算払請求書をSIIへ提出すること。

補助金支払い

⑥ 補助事業者は、補助金の額の確定後、「精算払請求書」をSIIに提出し、SIIは「精算払請求書」の受領後、補助事業者に補助金を支払います。

完了実績報告～補助金支払い

4. 事業のスケジュール及び実施内容

4-5. 診断フォローアップ調査

個人

法人

本事業は、省CO₂効果等の情報の取得及び分析についても事業の目的としている。

補助事業完了後、補助事業者が下記の報告を行うことは補助金の交付要件である。報告がなされない場合は、補助金の交付決定の取消し又は返還を求める場合がある。

なお、報告内容については、個人情報を除いた上で国又はSIIから公表する場合がある。

フォローアップ報告の実施

- ①
- 補助事業者は、補助事業完了後、1年を経過した日以降、当該診断結果に基づく改修の実施状況その他の省エネルギー効果に関する事項等を把握・検証することを目的として、SIIが実施する「診断フォローアップ調査」に協力し、回答すること。

報告事項

- ②
- 前項の報告においては、次の各号に掲げる事項を報告するものとする。
 - A) 診断結果に基づく改修工事の実施の有無
 - B) 改修工事を実施した場合における改修内容
 - C) 改修工事の実施時期
 - D) 改修後の省エネルギー性能の状況(BELS取得の有無、一次エネルギー消費量の変化等)
 - E) 改修に要した費用の概算額
 - F) 改修を実施していない場合は、その理由
 - G) その他SIIが必要と認める事項

報告方法

- ③
- 前項の報告は、PC、スマートフォン又はタブレット端末等のインターネットに接続可能な機器を使用して行うものとする。
 - 必要に応じて、他のアンケート調査、省CO₂効果検証のための計測又は取材等への協力を求める場合がある。
 - 報告先が変更される場合は、あらかじめ通知するものとする。

5. 交付申請と提出書類

5-1. 交付申請の流れ

5-2. 提出書類

5. 交付申請と提出書類

5-1. 交付申請の流れ

個人

法人

本事業の交付申請は、ZEHポータルより受け付ける。申請方法の手順は以下のとおりとする。

公募要領の確認

公募要領の内容をよく確認する。
(注) 書類不備は不受理・不採択の要因となり得るので留意する。

ZEHポータル アカウント登録

- ZEH Webよりアカウント発行依頼書をダウンロードする。
- 必要事項を入力し、SIIへ提出する。
- ZEHポータルのアカウントを取得済みの場合は、本対応は不要である。

交付申請及び 添付書類作成

- ZEH Webより、様式をダウンロードする。
- 指定様式に必要な事項を入力の上、自由書式及び添付書類を取りそろえる。
- 「提出書類一覧」に従ってデータを取りまとめる。
- 作成したExcel、PDFデータは控えとして整理・保管する。

ZEHポータル へのログイン

アカウント登録後に発信されるメールに記載のURLよりZEHポータルにログインする。

ZEHポータル より申請

公募期間内にZEHポータルへ必要事項を全て入力した上で、書類の電子データ(Excel、PDF等)をZEHポータルにアップロードし申請する。

5. 交付申請と提出書類

5-2. 提出書類

Z E Hポータルにログインし、申請に必要な情報の入力及び提出資料をアップロードすること。

- 提出する書類・写真の名称については「提出資料」を参照し、判別できるようにして提出すること。
- 本事業の交付申請は、S I Iが提供する「Z E Hポータル」を利用した電子申請のため、紙媒体での書類提出は一切受け付けない。誤って提出資料等をS I Iに郵送した場合、個人情報保護の観点から、事前の通知なく速やかに機密破棄する。誤郵送に対するS I Iからの受領連絡や確認は一切行わず、書類の破棄及び原本の喪失によって生じた損害について、S I Iは一切の責任を負わないものとする。ただし、S I Iによる破棄処理前に申請者から明確な返却の申し出があった場合に限り、例外として着払いにて返送する。

個人

凡例 ●：提出必須の資料

	No.	提出資料	区分	形式	添付タイプ	内容
申請者情報に関する書類	①	実施計画書兼補助金額算出表	●	Excel	実施計画書	SII定型様式[R8S001]であること。
	②	本人確認書類	●	PDF	本人確認書類	<ul style="list-style-type: none"> 運転免許証、運転経歴証明書、個人番号カード(マイナンバーカード)(表面)^{※1}、健康保険資格確認書^{※2}、日本国パスポート^{※3}、特別永住者証明書、在留カード、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、印鑑登録証明書の<u>いずれか1つ</u>(複数の添付は不要) 有効期限内のもの。(印鑑登録証明書の場合は発行日が申請日より3か月以内のもの) 申請時点の住所が記載されているもの。

(注) アップロードするファイルに圧縮やパスワード付加を行わないこと。

※1 裏面のマイナンバー(個人番号)は提出不要。マイナンバー(個人番号)が提出され、マスキングされていない場合、S I Iは受理せず、不備として差し戻す。

また、マイナンバー通知カードは不可。

※2 保険者番号、被保険者等記号・番号及びQRコード*はマスキングして提出すること(マスキングされていない場合、S I Iは受理せず、不備として差し戻す)。

※3 2020年2月4日以降に発行されたものは不可。

*QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標である。

5. 交付申請と提出書類

個人

凡例 ●：提出必須の資料

	No.	提出資料	区分	形式	添付タイプ	内容
住宅・性能に関する書類	③	建物登記事項証明書	●	PDF	不動産登記事項	<ul style="list-style-type: none"> 家屋の用途(種類)が「居宅」であること。 「居宅」でない場合、現況が本事業の対象要件(専用住宅、又は住宅部分の床面積が延べ床面積の2分の1以上を占める併用住宅)に合致していることを客観的に証明するため、住宅部分と非住宅部分の面積求積が確認できる平面図を添付すること。
	④	検査済証	●	PDF	検査済証	検査済証の現物がない場合は、当該物件を所管する行政庁にて発行される「台帳記載事項証明書」を提出すること。
	⑤	省エネ診断業務に係る見積書	●	PDF	見積書	<ul style="list-style-type: none"> 「現地調査費」「省エネルギー性能算定費」「報告書作成費」「図面作成費(該当する場合)」等の内訳が明確に記載されていること。 「BELS取得あり」として交付申請を行う場合、提出する見積書の内訳に『BELS評価機関への評価申請手数料及び取得代行費』が明確に記載されていることを必須とする。記載がない場合は「BELS取得なし」として申請額を減額する。 既存住宅状況調査(インスペクション)等と同時実施する場合は、提出する見積書等において、本事業の補助対象となる省エネ診断費用のみが明確に区分されている、又は按分により算出・明記されていること。費用の切り分け(按分の内訳等)が確認できず、一式(一括)計上されている場合は却下とする。
	⑥	現況写真(外観)	●	JPEG JPG PIG PDF	現況写真	全景が確認できる建物外観写真であること。

(注) アップロードするファイルに圧縮やパスワード付加を行わないこと。

5. 交付申請と提出書類

法人

凡例 ●：提出必須の資料

	No.	提出資料	区分	形式	添付タイプ	内容
申請者情報に関する書類	①	実施計画書兼補助金額算出表	●	Excel	実施計画書	SII定型様式[R8S001]であること。
	②	法人登記事項証明書	●	PDF	法人登記	<ul style="list-style-type: none"> 個人事業主の場合は、個人事業開業届出済証明書。 発行日が申請日より3か月以内のもの。
住宅・性能に関する書類	③	建物登記事項証明書	●	PDF	建物登記事項	<ul style="list-style-type: none"> 家屋の用途(種類)が「居宅」であること。 「居宅」でない場合、現況が本事業の対象要件(専用住宅、又は住宅部分の床面積が延べ床面積の2分の1以上を占める併用住宅)に合致していることを客観的に証明するため、住宅部分と非住宅部分の面積求積が確認できる平面図を添付すること。
	④	検査済証	●	PDF	検査済証	検査済証の現物が無い場合は、当該物件を所管する行政庁にて発行される「台帳記載事項証明書」を提出すること。
	⑤	省エネ診断業務に係る見積書	●	PDF	見積書	<ul style="list-style-type: none"> 「現地調査費」「省エネルギー性能算定費」「報告書作成費」「図面作成費(該当する場合)」等の内訳が明確に記載されていること。 「BELS取得あり」として交付申請を行う場合、提出する見積書の内訳に『BELS評価機関への評価申請手数料及び取得代行費』が明確に記載されていることを必須とする。記載がない場合は「BELS取得なし」として申請額を減額する。 既存住宅状況調査(インスペクション)等と同時実施する場合は、提出する見積書等において、本事業の補助対象となる省エネ診断費用のみが明確に区分されている、又は按分により算出・明記されていること。費用の切り分け(按分の内訳等)が確認できず、一式(一括)計上されている場合は却下とする。
	⑥	現況写真(外観)	●	JPEG JPG PIG PDF	現況写真	全景が確認できる建物外観写真であること。

(注) アップロードするファイルに圧縮やパスワード付加を行わないこと。



【お問い合わせ先】

一般社団法人 環境共創イニシアチブ（S I I） Z E H事務局

TEL：03-6228-4047

※ 受付時間は、10：00～17：00（土日祝日を除く）。
※ 通話料がかかりますので、ご注意ください。